

4 関係要綱及び委員等名簿

(1) 光市まちづくり市民協議会

光市まちづくり市民協議会設置要綱（平成17年4月1日光市告示第75号）

（設置）

第1条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

（委員）

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

光市まちづくり市民協議会委員（任期：平成22年10月12日～平成24年3月31日）

氏名	所属等
石川 博之	青少年ボランティア育成協議会企画実行委員会副委員長
市川 チヅ子	NPO法人 ひかりクラブ理事
◎ 市 來 健之助	人権擁護委員
岩 佐 光 恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長
上 野 由 香	光市小中学校PTA連合会副会長
植 村 芳 弘	快適環境づくり推進協議会会長・前まちづくり市民協議会会長
梅 本 玲 子	広報ひかり 市民特派員
小 田 隆 紹	男女共同参画推進ネットワーク委員
河 村 聡 子	母子保健推進員
川 村 由美子	食生活改善推進員
櫻 井 真由美	山口県建築士会光支部理事
笹 村 達 夫	農業経営者
高 村 義 則	ボーイスカウト光第2団カブスカウト隊隊長
小 林 久 美	NPO法人 劇団たね蒔く人たち理事
田 中 陽 三	みんなで虹ヶ浜を楽しむ会代表
内 藤 和 子	都市計画審議会委員
長 尾 隆	和楽輪楽一座団員
中 村 修 一	周防柱松保存会会長
廣 政 晴 美	主任児童委員
藤 本 民 子	室積山車保存会副会長
光 井 秀 樹	光商工会議所青年部副会長
宮 原 博 美	全日本写真連盟光支部顧問
棟 近 俊 彦	都市計画審議会会長
柳 原 次 男	光市造園協同組合代表理事
山 下 千佳子	語りの会ひかり代表
○ 吉 廣 幸 江	環境審議会委員
魚 本 宏 夫	公募
川 本 浅 夫	〃
楠 田 賢 一	〃
齋 藤 まゆみ	〃
城 彦二郎	〃
田 嶋 義 介	〃
田 沼 一 彦	〃
堀 江 靖 孝	〃

◎：会長、○：副会長

(所属等は委嘱時)

(2) 各種ワークショップ

「まちづくり・未来ワークショップ」参加者

氏名	備考
青木 哲也	公募
加藤田 清登	〃
末岡 美由紀	〃
仲山 哲男	〃
福田 雅士	〃
藤田 美代子	〃
守末 道代	〃
山本 善彦	〃
吉廣 悟	〃

(まちづくり市民協議会委員は省略)

「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」参加者

○ 東部地域

氏名	備考
寺崎 益朗	岩田駅周辺整備市民検討会議会長
竹内 一	岩田駅周辺整備市民検討会議委員
轟 紀子	〃
岩神 幸二	地域代表 (岩田・三輪地区)
堀尾 毅	〃
山下 瑞穂	〃
岡田 すみ代	地域代表 (塩田地区)
神田 英俊	〃
家永 晴夫	地域代表 (東荷地区)
秋山 孝	〃
岩竹 辰雄	公募

○ 西部地域

氏名	備考
金森 豊	地域代表（浅江地区）
河埜 正男	〃
末岡 誠	〃
中村 逸也	〃
仁藤 行正	〃
福森 宏昌	〃
秦 辰也	地域代表（島田地区）
田原 三郎	〃
見村 興哉	〃
見村 美津子	〃
山本 俊男	地域代表（中島田地区）
瀬山 匡之	〃
兼清 公英	公募

○ 南部地域

氏名	備考
澤井 政一	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議会長
柏谷 昌宏	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議副会長
岩本 政幸	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議委員
小西 義人	〃
室本 定男	〃
青木 千歳	地域代表（室積地区）
小野 彰三	〃
富谷 英司	〃
松岡 栄	〃
大嶋 浩一	地域代表（伊保木地区）
石井 京子	地域代表（光井地区）
田村 文代	〃
山根 武	〃
村元 友子	〃
末岡 美由紀	公募
仲山 哲男	〃

○ 北部地域

氏名	備考
尾崎佳正	地域代表（三島地区）
田中道子	〃
福原宏子	〃
松本年正	〃
田中和子	地域代表（周防地区）
田中忠	〃
田中秀一	〃
有延博之	公募
桑原芳晴	〃
守末道代	〃
山本善彦	〃

（いずれの地域もまちづくり市民協議会委員は省略）

(3) 職員ワーキングチーム

光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム設置要綱（平成23年1月25日光市訓令第1号）

（設置）

第1条 光市総合計画後期基本計画、光市の都市計画に関する基本的な方針及び光市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「各計画」という。）の策定に当たり、部局横断的な協議、検討及び立案を図るため、光市プロジェクトチーム設置規程（平成16年光市訓令第1号）に基づき光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（職務）

第2条 チームの職務は、各計画に掲げる具体的な取組に関し、協議し、提言し、及び提案することとする。

（構成）

第3条 チームは、30人以内の構成員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 メンバーは、市長が任命する。

3 チームにチーフ及びサブチーフ各1人を置き、チーフは、チームの会務を総括し、サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるとき等は、その職務を代理する。

4 チーフ及びサブチーフは、メンバーの互選によりこれを定める。

（設置期間及び任期）

第4条 チームの設置期間は、平成24年3月31日までとする。

2 メンバーの任期は、チームの設置期間とする。

（会議）

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、政策企画部長の求めに応じてチーフが招集する。

2 会議の議長は、チーフをもって充てる。

3 会議には、メンバーのほか必要に応じてチーフが認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 チームの庶務は、政策企画部企画広報課及び建設部都市整備課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、政策企画部長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

ワーキングチームメンバー

	氏名	所属
	山岡 幸治	政策企画部財政課
	益田 圭一	政策企画部行政改革推進室
	縄田 光洋	総務部総務課
◎	小野 賢治	総務部情報推進課
	小熊 俊宏	市民部市民課
	古田 壮史	市民部税務課
	海老本 麻紀	市民部生活安全課
	中原 陽子	大和支所住民福祉課
	小枝 淳志	環境部環境政策課
	梅本 修	環境部環境事業課
	国光 博己	環境部下水道課
	中田 博行	福祉保健部社会福祉課
○	志熊 裕子	福祉保健部介護保険課
	吉永 晋太郎	福祉保健部子ども家庭課
	田中 満喜	福祉保健部健康増進課
	杉本 崇	経済部農業耕地課
	山口 正人	経済部水産林業課
	松尾 真	経済部商工観光課
	周田 義之	建設部土木課
	沖本 俊幸	建設部建築住宅課
	石田 真由美	会計課
	森下 真由美	教育委員会教育総務課
	河本 政之	教育委員会学校教育課
	西 優	教育委員会文化・生涯学習課
	棟近 法之	消防本部総務課
	中西 伸	水道局業務課
	中本 信一	病院局管理部経営企画課

◎：チーフ、○：サブチーフ

(所属は任命時)